

彦根市地域防災計画【本編】

新旧対照表

令和7年

頁	項目	現行計画	修正内容	変更理由等
本編全体			本編・資料編およびマニュアル編の更新に伴うページズレによる参照先ページ番号の微修正実施	
本編全体			組織改編に伴う部課の追加および削除	
目次 5	2部1章第4節 第5-1 市防災行政無線通信施設	通信指令課	(削)	担当課ではなく、関係各部の一つであるため
目次 5	2部1章第5節 第4-5 民間との協力体制	-	(追) 関西電力送配電(株)	
目次 8	2部3章第1節 第4-5 消防団バイク隊との連携	通信指令課	(修) 消防警備本部	誤植
目次 8	第5-7 浸水予警報システムの導入の検討	通信指令課	(削)	担当外のため
目次 8	第6-10 土砂災害危険箇所ごとの警戒避難方法の検討	通信指令課	(削)	担当外のため
目次 9	第2節第2-4 浸水想定区域・土砂災害警戒区域等内の避難行動要支援者が利用する施設に対する情報の伝達	通信指令課	(削)	誤植

頁	項目	現 行 計 画					修 正 内 容					変更理由等
本編 第1部 1-1-5	(5)	<p>防災活動体制の整備は、災害の発生防止および被害軽減に、特に重要である。</p> <p>既往災害の経験と反省を踏まえ、防災機器の配備や情報連絡・人員配置の体制を整備・改良して、迅速で的確な防災活動の実施に努める。</p>					<p>(追) 防災活動体制の整備は、災害の発生防止および被害軽減に、特に重要である。</p> <p>既往災害の経験と反省を踏まえ、福祉的な支援の充実や防災機器の配備、情報連絡・人員配置の体制を整備・改良して、迅速で的確な防災活動の実施に努める。</p>					防災基本計画の 改定による
	(7)	<p>災害時には、市民全員が防災に対する正しい知識を持ち、どのように対処すれば良いのかを認識していることが重要である。そのためにあらゆる機会をとらえて防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。</p>					<p>(追) 災害時には、市民全員が防災に対する正しい知識を持ち、どのように対処すれば良いのかを認識していることが重要である。そのためにあらゆる機会をとらえて防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p>					防災基本計画の 改訂による
1-1-13	第8節 用語	用語					(追) 滋賀県保健医療福祉調整本部、保健医療福祉調整湖東地方本部					連絡先の明確化 のため追記
		本計画中での略称					(追) 保健医療福祉調整本部、保健医療福祉調整地方本部					連絡先の明確化 のため追記
1-3-1	(1) 位置関係						(追) 豊郷町					記載漏れ
1-3-4	ウ 新生代(約6千万年前)第三紀	(略) および湖岸に 普通ある植物 (オニヤブ、ソテツ、モチノキ、オオムラサキシキブ)は、海水時代を示す遺物である。					(修) (略) および湖岸に ある普通植物 (オニヤブ、ソテツ、モチノキ、オオムラサキシキブ)は、海水時代を示す遺物である。					誤植
1-3-6		人口	世帯数	人口密度 (人/k m ²)	1世帯 当たり 人口	根拠	人口	世帯数	人口密度 (人/k m ²)	1世帯 当たり 人口	根拠	時点修正
		113, 647	48,212	577.3	2.36	令和2年 国勢調査	113, 647	48,212	577.3	2.36	令和2年 国勢調査	

頁	項目	現行計画					修正内容					変更理由等
		110,842	50,881	563,0	2.17	令和6年3月末現在人口	110,508	51,571	561.3	2.14	令和7年3月末現在人口	
第2部 2-1-3	4 市民への啓発	参照 *水害の要注意地区【資料編 P1-3-5 参照】 *防災重点ため池【資料編 P1-3-17 参照】 *ため池ハザードマップ【資料編 P1-3-36 参照】					参照 *水害の要注意地区【資料編 P1-3-5 参照】 *防災重点農業用ため池【資料編 P1-3-17 参照】 *ため池ハザードマップ【資料編 P1-3-36 参照】					名称の変更
2-1-5	4 市民への啓発	(2) 水防法の改正に伴い、浸水想定区域、および浸水した場合に想定される水深を表示した図面が公表されたことにより、市は洪水ハザードマップを作成し、情報の周知および避難体制の整備を図る。 (3) 滋賀県から、大河川だけでなく中小河川等があふれた場合もシミュレーションした最大浸水深図「地先の安全度マップ」が公表されたことにより、市は水害ハザードマップを作成し、情報の周知および避難体制の整備を図る。					(修) (2) 近畿地方整備局および滋賀県が公表する浸水想定区域および「地先の安全度マップ」を基に洪水(水害)ハザードマップを作成し情報の周知及び避難体制の整備を図る。 (削)					洪水(水害)ハザードマップの名称変更に伴う修正
2-1-12	1 治山対策	(2) 複層林・育成天然林の整備を図り、民間林を中心とした造林活動を促進し、保育間伐事業や枝打ち事業の助成制度の拡充に努める。					(修) (2) 山地災害の復旧や、保安林機能を向上させる森林整備等の取組を推進し、山地災害危険地区等における着実な治山施設の整備による災害の未然防止に努める。					現在の琵琶湖森林づくり基本計画の基本施策を参考として修正
2-1-21	5 熊本地震の教訓を踏まえた地震対策の推進	熊本地震等の教訓から明らかになった新たな課題に、集中的に対応するために県が策定する、(仮称)滋賀県地震防災プランに従い、県や民間団体等との連携強化などに努める。					(修) 熊本地震等の教訓から明らかになった新たな課題に、集中的に対応するために県が策定する、第2次滋賀県防災プランに従い、県や民間団体等との連携強化などに努める。					名称の変更
2-1-22	第1 市街地の整備(都市再開発)【現状】	本市の市街地は、城下町の名残として老朽木造住宅が密集している。市内の住宅総数に対する木造率(令和6年1月現在)は78パーセントであり、老朽木造率(昭和25年建築基準法制定以前に建築されている木造建築物の比率)は					本市の市街地は、城下町の名残として老朽木造住宅が密集している。市内の住宅総数に対する木造率(令和7年1月現在)は78パーセントであり、老朽木造率(昭和25年建築基準法制定以前に建築されている木造建築物の比率)は					時点修正

頁	項目	現行計画				修正内容				変更理由等
		10パーセントである。				10パーセントである。				
2-1-27	[広域避難地としての面積要件に該当する都市公園（10ha以上）] <「広域避難地」指定状況>	公園名	都市計画決定面積	供用開始面積	摘要	公園名	都市計画決定面積	供用開始面積	摘要	県実施の公園整備の進捗による
		金亀公園	59.7ha	37.90ha	広域避難地 滋賀県が公園整備事業（21.8ha）を実施中である	金亀公園	59.7ha	50.17ha(市営37.90ha、県営12.27ha)	広域避難地 滋賀県が公園整備事業（9.53ha）を実施中である	
		千鳥ヶ丘公園	19.0ha	10.08ha	土砂災害警戒区域内	千鳥ヶ丘公園	19.0ha	10.08ha	土砂災害警戒区域内	
		荒神山公園	16.6ha	16.50ha	広域避難地	荒神山公園	16.6ha	16.50ha	広域避難地	
2-1-30	市防災行政無線通信施設	災害時における情報収集・伝達手段として、現在、次の市防災行政デジタル無線が整備されている。				(修) 災害時における情報収集・伝達手段として、現在、次の市防災行政デジタル無線を整備している。				文言の修正
2-1-30	1 市防災行政無線通信施設	通信指令課				(削)				担当課ではなく関係各部の一つのため
2-1-37	1 水道施設の安全強化	取水施設、浄水場、配水場および主要管路等、重要度の高い基幹施設等について、施設の新設、拡張ならびに改良と併せて計画的に安全強化を進める。 特に過去に災害を受けた場所や被害発生の高危険性が高い場所では、施設の新設や更新に際して十分な防災対策を講じる。 また、老朽管路の更新は、耐震性の高い管材料、伸縮可とう継手の採用等に努め、併せて基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水ブロック（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化等の事故対策を進める。				(修) 基幹水道構造物（取水施設、浄水施設、配水施設、総配水施設）等【以下、施設等】および基幹管路（導水管、送水管、配水本管）等【以下、管路等】、重要度の高い施設および管路等について、更新、新設、拡張ならびに改良と併せて計画的に安全強化を進める。 特に過去に災害を受けた場所や被害発生の高危険性が高い場所では、施設等の新設や更新に際して十分な防災対策を講じる。 また、老朽化した配水支管や管路等の更新は、耐震性の高い管材料、伸縮可とう継手の採用等に努め、併せて施設等の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水ブロック（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化等の事故対策を進める。				国土交通省から出されている交付金の要綱に従い変更

頁	項目	現 行 計 画			修 正 内 容			変更理由等
2-1-43	5 民間との協力体制	【担当課】危機管理課 災害時における電気設備の破損に伴う迅速かつ円滑な電気整備の応急復旧活動を図るため、 電気工事業者 と「災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書」の締結を行っており、 電気工事業者 との協力体制の確立を図っている。			(修)【担当課】危機管理課、関西電力送配電(株) 災害時における電気設備の破損に伴う迅速かつ円滑な電気整備の応急復旧活動を図るため、 関西電力送配電(株) と「災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書」の締結を行っており、 関西電力送配電(株) との協力体制の確立を図っている。			関西電力送配電(株)を明記
2-2-1	1 防災知識の普及(1)ア(ウ)	(ウ) 彦根市ホームページの活用			(追) (ウ) 彦根市ホームページ、SNS の活用			
2-2-3	エ 実施時間	災害予防の種類	災害予防運動	期間	災害予防の種類	災害予防運動	期間	名称の修正
		宅地防災予防に関する事項	宅地防災月間	5月・9月	宅地防災予防に関する事項	宅地防災月間	5月・9月	
		土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間 がけ崩れ防災週間	6月 6月1日～7日	土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間 がけ崩れ防災週間	6月 6月1日～7日	
		危険物災害予防に関する事項	危険物安全週間	6月第2週(毎年)	危険物災害予防に関する事項	危険物安全週間	6月第2週(毎年)	
		火災予防に関する事項	文化財防火デー 春季火災予防運動 秋季火災予防運動 山火事予防運動 車両火災予防運動	1月26日 3月1日～7日 11月9日～15日 3月1日～7日 3月1日～7日	火災予防に関する事項	文化財防火デー 春季 全国 火災予防運動 秋季 全国 火災予防運動 山火事予防運動 車両火災予防運動	1月26日 3月1日～7日 11月9日～15日 3月1日～7日 3月1日～7日	

頁	項目	現 行 計 画			修 正 内 容			変更理由等
		一般災害・地震災害予防に関する事項	防災とボランティアの日 防災とボランティア週間 防災週間 防災の日 救急の日 救急医療週間 119番の日	1月17日 1月15日～1月21日 8月30日～9月5日 9月1日 9月9日 9月9日を含む一週間 11月9日	一般災害・地震災害予防に関する事項	防災とボランティアの日 防災とボランティア週間 防災週間 防災の日 救急の日 救急医療週間 119番の日	1月17日 1月15日～1月21日 8月30日～9月5日 9月1日 9月9日 9月9日を含む一週間 11月9日	
		水害予防に関する事項	水防月間	5月	水害予防に関する事項	水防月間	5月	
2-3-1	第1 防災体制の整備 3 専門委員会・部会等の設置 (2)	(2) 応援要請・受入れ計画			(修) (2) 応援計画・受援計画			名称の修正
2-3-9	4 通信体制の整備	<p>(1) 無線従事者の確保</p> <p>市は、市職員に対して無線従事者資格の取得を積極的に推進し、無線従事者の増員確保を図る。</p> <p>(2) 民間との協力協定の促進</p> <p>市は、民間の無線従事者からの情報提供や非常時の通信網構築のために、アマチュア無線愛好家団体、タクシー無線取扱業者、無線を利用する運輸業者等の把握に努めるとともに災害時の協力体制の整備を検討する。</p>			<p>(削)</p> <p>市は、民間の無線従事者からの情報提供や非常時の通信網構築のために、アマチュア無線愛好家団体、タクシー無線取扱業者、無線を利用する運輸業者等の把握に努めるとともに災害時の協力体制の整備を検討する。</p>			防災行政 IP 無線への移行に伴い、無線従事者資格保有者の増員等の必要性がなくなることから、削除するもの
2-3-11	5 避難行動要支援者の避難支援制度の推進	<p>(略)</p> <p>なお、「避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組指針」(内閣府)に示される、「地域防災計画において定める必須事項」についての詳細は、資料編(P7-1-122)に示す。</p> <p>また、災害時における要配慮者の円滑・迅速な避難等を確保するため、災害時避難行動要支援者支援制度への登録を</p>			<p>(略)</p> <p>(修) なお、「避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組指針」(内閣府)に示される、「地域防災計画において定める必須事項」についての詳細は、資料編(P7-1-124)に示す。</p> <p>また、災害時における要配慮者の円滑・迅速な避難等を確保するため、災害時避難行動要支援者支援制度への登録を</p>			マニュアルの改訂による

頁	項目	現行計画	修正内容	変更理由等
		推進し、「避難行動要支援者個別支援計画」作成マニュアルを参考に、地域における避難支援の推進を図る。	推進し、「災害時避難行動要支援者個別避難計画」作成マニュアルを参考に、地域における避難支援の推進を図る。	
2-3-11	7 浸水予警報システムの導入の検討	通信指令課	(削)	担当外のため
2-3-15	5 避難行動要支援者の避難支援制度の推進	(略) なお、「避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組指針」(内閣府)に示される、「地域防災計画において定める必須事項」についての詳細は、資料編(P7-1-122)に示す。 また、災害時における要配慮者の円滑・迅速な避難等を確保するため、災害時避難行動要支援者支援制度への登録を推進し、「避難行動要支援者個別支援計画」作成マニュアルを参考に、地域における避難支援の推進を図る。	(略) (修)なお、「避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組指針」(内閣府)に示される、「地域防災計画において定める必須事項」についての詳細は、資料編(P7-1-124)に示す。 また、災害時における要配慮者の円滑・迅速な避難等を確保するため、災害時避難行動要支援者支援制度への登録を推進し、「災害時避難行動要支援者個別避難計画」作成マニュアルを参考に、地域における避難支援の推進を図る。	マニュアルの改訂による
2-3-16	10 土砂災害危険箇所ごとの警戒避難方法の検討	通信指令課	(削)	担当外のため
2-3-18	4 地域住民による震災対策活動の強化と自助意識の醸成	市、消防本部は、地域住民による震災対策活動の強化を推進し、「震災から自分たちの生命・身体と財産は自分たちで守る。」という自助意識を醸成するよう努める。	(修)市、消防本部は、地域住民による震災対策活動の強化を推進し、「震災から自分たちの生命・身体と財産は自分たちで守る。」という自助意識を醸成するよう努め、消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、非常持出品等の普及に努めるものとする。	滋賀県感震ブレーカー設置推進事業費補助金交付要綱の制定による
2-3-19	第1【方針】	(略) なお、避難場所、避難路は、鈴鹿西縁断層帯地震、南海トラフ地震発生時等に住民が安全に避難できるように選定・整備するとともに、避難所の開設、運営および避難所生活へのフォロー、要配慮者への配慮等の充実に努めることと	(略) (修)また、避難場所、避難路は、鈴鹿西縁断層帯地震、南海トラフ地震発生時等に住民が安全に避難できるように選定・整備する。 避難所の開設、運営にあたっては、女性の参画を推進し、要	防災基本計画の改訂による

頁	項目	現行計画	修正内容	変更理由等
		<p>する。</p> <p>また、要配慮者および男女のニーズの違い、性的指向・性自認等に配慮した避難場所環境整備の充実を図るとともに、女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。</p>	<p>配慮者および男女のニーズの違い、性的指向・性自認等に配慮した避難場所環境整備の充実を図るとともに、女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。</p> <p>(追) また、車中泊避難者を含む、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者および在宅避難者に対しても、避難所への避難者と同様に、避難所において、食糧等を提供するとともに、被災者支援に係る情報を提供する。</p>	
2-3-22	エ(エ)住民への周知	市は、広報紙、掲示板、パンフレット等により、指定避難所の場所を住民に周知する	(追) 市は、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、広報紙、掲示板、パンフレット等により、指定避難所の場所を住民に周知する。	防災基本計画の改訂による
2-3-23	(2) エ良好な生活環境の確保に向けた取組	市は、避難所運営マニュアルを作成し、避難所の開設時に、各避難所と市本部との連絡体制の確立や各避難所における避難者のリスト作成を早急に行えるようにする。また、避難所の組織体制および応援体制の整備、避難所における備蓄、避難所運営マニュアルの周知等に努め、避難所における良好な生活環境の確保を図る。	(追) 市は、避難所運営マニュアルを作成し、避難所の開設時に、各避難所と市本部との連絡体制の確立や各避難所における避難者のリスト作成を早急に行えるようにする。また、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成することや避難所の組織体制および応援体制の整備、避難所における備蓄、避難所運営マニュアルの周知等に努め、避難所における良好な生活環境の確保を図る。	防災基本計画の改訂による
2-3-26	第2 避難行動要支援者対策	<p>(略)</p> <p>なお、「避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組指針」(内閣府)に示される、「地域防災計画において定める必須事項」についての詳細は、資料編(P7-1-122)に示す。</p> <p>また、災害時における要配慮者の円滑・迅速な避難等を確保するため、災害時避難行動要支援者支援制度への登録を推進し、「避難行動要支援者個別支援計画」作成マニュアル</p>	<p>(略)</p> <p>(修) なお、「避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組指針」(内閣府)に示される、「地域防災計画において定める必須事項」についての詳細は、資料編(P7-1-124)に示す。</p> <p>また、災害時における要配慮者の円滑・迅速な避難等を確保するため、災害時避難行動要支援者支援制度への登録を推進し、「災害時避難行動要支援者個別避難計画」作成マニ</p>	マニュアルの改訂による

頁	項目	現行計画								修正内容											変更理由等
		を参考に、地域における避難支援の推進を図る。								ユアルを参考に、地域における避難支援の推進を図る。											
2-3-28	3 外国人等への対策	(略) (3) 外国人等が自分で行動できる条件の整備 外国人については、言葉の壁の問題が大きい。そのため、広報活動等において英語等を併用して実施する。								(略) (3) 外国人等が自分で行動できる条件の整備 (修) 外国人については、言葉の壁の問題が大きい。そのため、広報活動等において やさしい日本語 や英語等を併用して実施する。											滋賀県地域防災計画の表記に合わせる
2-3-40	(2) 予防広報活動	ア 春秋火災予防運動								(修) ア 春秋 全国 火災予防運動											名称の変更
2-3-40	第8-1 情報の収集・連絡体制の整備	迅速に応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平時から整備しておく。								(追) 迅速に応急対策が行えるよう緊急時の デジタル技術の活用による 情報収集、関係防災機関との連絡体制を平時から整備しておく。											防災基本計画の改訂による
2-3-45	3 防災知識の普及	市職員、住民を対象に原子力発電所事故発生時にとるべき行動や退避・避難方法等防災知識の普及を図る。								市職員、住民を対象に原子力発電所事故発生時にとるべき行動や退避・避難方法等防災知識の普及を図る。 (追) また、市は、 原子力災害対策指針等を参考に、安定ヨウ素剤の服用の効果等について住民等へ日頃から周知徹底に努めるものとする。											防災基本計画の改訂による
2-3-59	第1 文教等関係対策【現状】	大学	高校	中学校	小学校	幼稚園	保育所	特別支援学校	計	大学	高校	中学校	小学校	幼稚園	保育所	認定こども園	地域型保育事業所	事業所内保育事業所	特別支援学校	合計	認定こども園等の追記、修正
		3	8	7	17	12	25	2	74	3	8	7	17	8	29	5	4	1	2	84	
2-3-60	3 児童生徒等の安全確保 (2) ウ	県および市教育委員会 (放課後児童クラブを含む。 幼稚園・保育所は子ども未来部)、警察署、消防署および保護者への連絡網の確認								(修) 県および市教育委員会 (放課後児童クラブを含む。 幼稚園・保育所・認定こども園はこども家庭部)、警察署、消防署および保護者への連絡網の確認											認定こども園の追記、組織改訂による

頁	項目	現行計画	修正内容	変更理由等
第3部 3-1-19	都市政策部 部 内各班共通	(3) 建設管理班および道路河川班実施事項の応援	(修) (3) 部内の他班実施事項の応援	部内実施事項を優先するため
3-1-30	1 地震情報等の把握	https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nreq/info_criterion.html	https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/jishin/nreq/info_criterion.html	URLの変更
3-2-6	5 広報	(4) 要配慮者への配慮【障害福祉班、人権政策班】 (略) イ 外国人 被災外国人への情報伝達を行うため、広報内容を多言語で表現するとともに、国際交流団体等の協力を求めるなど、有効な広報に努める。	(4) 要配慮者への配慮【障害福祉班、人権政策班】 (略) イ 外国人 (追) 被災外国人への情報伝達を行うため、広報内容をやさしい日本語や多言語で表現するとともに、国際交流団体等の協力を求めるなど、有効な広報に努める。	滋賀県地域防災計画の表記に合わせる
3-2-9	2 緊急通報車両の手続	災害時における交通の規制または制限下において緊急輸送の用途等に車両を使用するとき、事前届出がされている車両のほか、新たに緊急通行車両等として届出が必要となった車両について、県公安委員会に緊急通行車両等確認申請書の手続を行う。	災害時における交通の規制または制限下において緊急輸送の用途等に車両を使用するとき、事前届出がされている車両のほか、新たに緊急通行車両等として届出が必要となった車両について、県公安委員会に緊急通行車両等確認申請書の手続を行う。 (追) また、輸送協定を締結した民間業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知および普及を図る。	防災基本計画の改訂による
	3 緊急輸送体系の整備	(1) 緊急輸送道路の確保 また、市が指定する緊急輸送道路および輸送補助路線の被害状況を調査し、必要に応じて、道路障害物の除去、応急補修等の啓開作業を行う。	(1) 緊急輸送道路の確保 また、市が指定する緊急輸送道路および輸送補助路線の被害状況を調査し、必要に応じて、道路障害物の除去、応急補修等の啓開作業を行う。なお、対応にあたっては、滋賀県域道路啓開計画(案)に基づき、基幹ルートおよび主要拠点への進出ルートの道路啓開に必要な体制整備を図る。	令和6年9月に滋賀県道路啓開計画が策定され、啓開ルート、情報収集・連絡・連携、啓開作業計画について公表されたため。
		(2) 輸送拠点の開設	(3) 輸送拠点の開設	防災基本計画の

頁	項目	現行計画	修正内容	変更理由等
			(追) 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。	改訂による
3-2-10	(2) 航空交通の確保		(追) ウ 無人航空機等の輸送手段の確保 交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。	防災基本計画の改訂による
3-2-14	【基本方針】	(略) なお、それぞれの機関に応援を要請した場合は、応援部隊の効率的な応急対策活動が実施されるよう、速やかに受入れ体制を整備する。	(追) (略) なお、それぞれの機関に応援を要請した場合は、応援部隊の効率的な応急対策活動が実施されるよう、速やかに受入れ体制を整備する。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。	防災基本計画の改訂による
3-3-3	3 指定緊急避難場所の開設・運営(2)	(略) なお、避難場所の運営に当たっては、男女双方の視点に対する配慮、性的指向・性自認に対する配慮、要配慮者のニーズに対する配慮等に留意する。	(追) (略) なお、避難場所の運営に当たっては、生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、医師、	防災基本計画の改訂による

頁	項目	現行計画	修正内容	変更理由等
			保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿およびごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努め、男女双方の視点に対する配慮、性的指向・性自認に対する配慮、要配慮者のニーズに対する配慮等に留意する。	
3-3-7	(3) ア避難誘導	災害が発生したとき、小・中学校、幼稚園、保育所の長等（以下、「校・園長等」という）は、あらかじめ定めた避難計画に基づき迅速かつ適切に施設利用者等の避難誘導を実施する。	(追) 災害が発生したとき、小・中学校、幼稚園、保育所、認定こども園の長等（以下、「校・園長等」という）は、あらかじめ定めた避難計画に基づき迅速かつ適切に施設利用者等の避難誘導を実施する。	
3-3-15	1 病院等の被害状況の把握	県地方本部と連携し、広域災害・救急医療情報システム、電話、防災無線、徒歩等あらゆる手段を用い、病院等（有床診療所を含む）の被災状況等を把握する	(修) 保健医療福祉調整地方本部と連携し、広域災害・救急医療情報システム、電話、防災無線、徒歩等あらゆる手段を用い、病院等（有床診療所を含む）の被災状況等を把握する。	連携機関の明確化
3-3-16	2 医療機関の初動活動	(略) 市本部または県地方本部の求めに応じ、報告を行うとともに、救護活動に必要な体制を整備し、救護活動を行う。 なお、災害による被災の程度が大きい場合、県地方本部を通じ県本部に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。 (略) (2) 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等により診療機能が麻痺または低下している病院等 (略) (イ) 病院等は、速やかに診療機能の原状復帰に必要な修	(略) 市本部または保健医療福祉調整地方本部の求めに応じ、報告を行うとともに、救護活動に必要な体制を整備し、救護活動を行う。 なお、災害による被災の程度が大きい場合、保健医療福祉調整地方本部を通じ保健医療福祉調整本部に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。 (略) (2) 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等により診療機能が麻痺または低下している病院等 (略) (イ) 病院等は、速やかに診療機能の原状復帰に必要な修	連携機関の明確化

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由等
		<p>繕を行うとともに、医薬品・衛生材料および医療資機材および医療従事者等を市本部または県地方本部に供給要請する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 修繕等不可能な病院等（当分の間、診療機能の回復のめどが立たない病院等）</p> <p>入院患者を後方病院等へ移送することとし、移送手段、移送先等については、消防部、市本部、県地方本部等に協力要請する。また、広域的な移送体制が必要な場合は、県本部に要請する。</p> <p>3 医療救護体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>なお、市単独では、確保、派遣が困難な場合は、県地方本部を通じ県本部に災害派遣医療チーム (DMAT)、医療救護班、助産救護班およびこころのケアチーム等の派遣を要請する。</p>	<p>繕を行うとともに、医薬品・衛生材料および医療資機材および医療従事者等を市本部または保健医療福祉調整地方本部に供給要請する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 修繕等不可能な病院等（当分の間、診療機能の回復のめどが立たない病院等）</p> <p>入院患者を後方病院等へ移送することとし、移送手段、移送先等については、消防部、市本部、保健医療福祉調整地方本部等に協力要請する。また、広域的な移送体制が必要な場合は、保健医療福祉調整地方本部を通じ保健医療福祉調整本部に要請する。</p> <p>3 医療救護体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>なお、市単独では、確保、派遣が困難な場合は、保健医療福祉調整地方本部を通じ保健医療福祉調整本部に災害派遣医療チーム (DMAT)、医療救護班およびこころのケアチーム等の派遣を要請する。</p>	
3-3-18	6 移送体制の確保 (1) 重症患者等の移送	<p>救護所で適切な治療ができない場合等は、救急車等適切な手段により病院・診療所に移送し、治療する。また、広域的な移送体制が必要な場合は、県本部に要請する。</p>	<p>救護所で適切な治療ができない場合等は、救急車等適切な手段により病院・診療所に移送し、治療する。また、広域的な移送体制が必要な場合は、保健医療福祉調整地方本部を通じ保健医療福祉調整本部に要請する。</p>	連携機関の明確化
3-3-20	1 行方不明者の搜索		<p>(追) 参照</p> <p>* 災害時の死者・安否不明者等の氏名等公表にかかる県の方針【資料編 P7-2-25 参照】</p> <p>* 大規模災害発生時の氏名等の公表に係る同意書（お亡くなりになった方・行方不明の方）【資料編 P7-2-26 参照】</p>	

頁	項目	現行計画	修正内容	変更理由等
3-4-8	2 避難所の運営 (2) 避難所の運営方法	<p>指定避難所は、自治会、自主防災組織、避難者等が中心となって「避難所運営委員会」を設置し、運営することを基本とする。</p> <p>避難所派遣職員および施設管理者は、これを補助し、支援する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 被災者の健康維持に努めるとともに、プライバシー確保に配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>キ ペットおよび飼い主に配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>ク 避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた運営を検討する。</p>	<p>指定避難所は、自治会、自主防災組織、避難者等が中心となって「避難所運営委員会」を設置し、運営することを基本とする。</p> <p>(追) 市は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。避難所派遣職員および施設管理者は、これを補助し、支援する。</p> <p>(略)</p> <p>(修) イ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(追) キ やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者に駐車場、グラウンド等を開放し、避難所の避難者同様、水および食糧等の提供に努める。その際、車中泊避難者数の把握に努めるとともに被災者支援に係る情報を提供する。</p> <p>ク 必要に応じ、在宅避難者に対し、避難所の避難者同様、水および食糧等の提供に努める。その際、利用者数の把握に努めるとともに、被災者支援に係る情報を提供する。</p> <p>(修) ケ 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難</p>	<p>防災基本計画の改訂による</p>

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由等
			<p>所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p> <p>コ 避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた運営を検討する。</p>	
3-4-10	【基本方針】	<p>災害が発生し、多数の避難者が発生しているときは、被災者の生活の維持のため必要な飲料水、食糧および生活必需品等を速やかに調達・確保し、被災地のニーズに応じて供給・分配を行う。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者特有のニーズや男女等のニーズ、性的指向・性自認の違いに配慮する。</p>	<p>(修) 災害が発生し、多数の避難者が発生しているときは、被災者の生活の維持のため必要な飲料水、食糧および生活必需品等を速やかに調達・確保し、被災地のニーズに応じて供給・分配を行う。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。</p> <p>また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者特有のニーズや男女等のニーズ、性的指向・性自認の違いに配慮する。</p>	防災基本計画の改訂による
3-4-17	1 保健衛生活動 (1) 保健活動	<p>彦根保健所の指導・指示に基づき、被災地および避難所等における以下の保健活動を実施する。</p> <p>ただし、市本部のみで処理不可能な場合には、県地方本部を通じて、県、近隣市町、国、その他関係機関の応援を求めて実施する。</p>	<p>(修) 保健医療福祉調整地方本部等関係機関と連携しながら、被災地および避難所等における以下の保健活動を実施する。</p> <p>ただし、市本部のみで処理不可能な場合には、保健医療福祉調整地方本部を通じて、県、近隣市町、国、その他関係機関の応援を求めて実施する。</p>	連携機関の明確化、表現の修正
3-4-18	(4)		<p>(追) (4) 仮設トイレやマンホールトイレの設置</p> <p>市は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。</p>	防災基本計画の改訂による

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由等
	2 防疫活動	<p>(1) 組織体制（防疫組織）</p> <p>(略) ただし、被害が大きく、市本部のみで実施することが困難な場合は、県地方本部を通じ県本部に応援を求めて実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(10) 報告、記録、整備</p> <p>防疫を必要とする災害が発生したときは、災害防疫活動実施状況を、毎日電話および文書により彦根保健所を通じて県本部へ報告する。</p>	<p>(修) (略) ただし、被害が大きく、市本部のみで実施することが困難な場合は、保健医療福祉調整地方本部を通じ保健医療福祉調整本部に応援を求めて実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(10) 報告、記録、整備</p> <p>防疫を必要とする災害が発生したときは、災害防疫活動実施状況を、必要に応じて電話および文書により彦根保健所を通じて保健医療福祉調整本部へ報告する。</p>	<p>連携機関の明確化、表現の修正</p>